

生産性向上特別措置法における「先端設備等導入計画」の認定 及び「働き方改革」に関する説明会の開催について

国では生産性向上のための様々な施策を実施しています。その中には、小規模事業者や中小企業者にとって取り組みが難しいものも多くありますが、取り組めば助成金が受けられるといったメリットもあります。それぞれの制度を正しく理解して、自社の生産性向上に努めませんか。

第1部 「先端設備等導入計画」について（予定時間 13:30～14:40）

- 生産性向上特別措置法の概要等について
経済産業省 中部経済産業局 産業部 中小企業課
- 「先端設備等導入計画」の認定申請について
志摩市観光商工課
- 質疑応答

先端設備等導入計画認定のメリット

- ・新規設備の固定資産税が3年間免除
- ・国等の補助金における優先採択が受けられます。
- ・信用保証協会の保証枠が拡大

第2部 「働き方改革」について

（予定時間 14:50～16:30）

- 働き方改革関連法案について
- 各種助成金の利用について
特定社会保険労務士 加藤健一郎氏

【開催日時】 平成30年10月4日(木) 13時30分～16時30分

【開催場所】 志摩市商工会 カルチャー教室

【定員】 30名(先着順・参加費無料)

主催 志摩市商工会

TEL 44-0700

共催 志摩市

志摩市商工会 宛

平成30年 月 日

参加申込書

参加者氏名		住所	
事業名		TEL	

FAX 43-5146